

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 関東1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2026年3月3日

【会社名】 NISSHA株式会社

【英訳名】 Nissha Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 鈴木 順也

【本店の所在の場所】 京都市中京区壬生花井町3番地

【電話番号】 (075)811-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 最高財務責任者代行 井ノ上大輔

【最寄りの連絡場所】 京都市中京区壬生花井町3番地

【電話番号】 (075)811-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 最高財務責任者代行 井ノ上大輔

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 5,500百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年5月1日
効力発生日	2025年5月10日
有効期限	2027年5月9日
発行登録番号	7 - 関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しています。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 30,000百万円

(30,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しています。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 NISSHA株式会社 東京支社
(東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	NISSHA株式会社第4回期限前償還条項付無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,500百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金5,500百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.258%
利払日	毎年3月9日及び9月9日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(期限前償還(別記「償還の方法」欄第2項(2)に定義する。以下同じ。)される場合は期限前償還日(別記「償還の方法」欄第2項(2)に定義する。以下同じ。))までこれをつけ、2026年9月9日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各9日(第1回の利息支払期日を含め、以下「利払期日」という。)にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日(別記「償還の方法」欄第2項(3)に定義する。)にあたる時は、その支払は前銀行営業日(別記「償還の方法」欄第2項(3)に定義する。)にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日(期限前償還される場合は期限前償還日)後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「19.元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2029年3月9日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2029年3月9日（「償還期日」という。）にその総額を償還する。</p> <p>(2) 期限前償還条項 当社について、2028年6月11日までに期限前償還請求事由（以下に定義する。）が発生した場合、本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、当社に対し、その保有する本社債の償還（以下「期限前償還」という。）を請求することができる。この場合当社は、期限前償還の請求のあった各本社債について、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還する。 「期限前償還請求事由」とは、以下の各事由のうち、その該当することとなった日が最も早いものをいう。なお、期限前償還請求事由の発生後、新たに以下の各事由に該当することとなった場合であっても、本社債権者は期限前償還の請求をすることはできないものとする。</p> <p>() 総株主の議決権の数の50パーセントを超える議決権を単独でまたは共同保有者とともに直接的または間接的に保有する株主が新たに出現し、記載上かかる株主の出現が確認できる公開買付報告書、大量保有報告書または大量保有報告書の変更報告書が提出されたこと。</p> <p>() 当社が()に記載した株主の出現を認識し公表したこと。</p> <p>() 当社を消滅会社とする合併または当社を完全子会社とする株式交換もしくは株式移転について適時開示により公表され、その効力が発生したこと。</p> <p>() 当社がその時点において当社株式を上場しているすべての金融商品取引所に対して当社株式の上場廃止申請が行われたことまたは当該すべての金融商品取引所のいずれかの上場廃止基準にそれぞれ該当した旨の適時開示が行われたこと。</p> <p>本社債の期限前償還を請求しようとする本社債権者は、期限前償還請求事由の発生日から起算して30日目の日から60日目の日までの期間（以下「期限前償還請求期間」という。）に、当該本社債権者が期限前償還を請求しようとする本社債のために口座を開設する口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関（以下「振替機関」という。）の振替業に係る業務規程に定める口座管理機関をいう。）に対し必要な手続を取るものとする。期限前償還の請求に基づく本社債の期限前償還日（以下「期限前償還日」という。）は、期限前償還請求期間の最終日の翌月の応当日（翌月に応当日がない場合は翌々月の1日）以後に最初に到来する利払期日とする。期限前償還の請求を行った本社債権者は、その後これを取り消すことはできない。なお、当該期限前償還の請求及び期限前償還は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って行われるものとする。</p> <p>当社は、期限前償還請求事由が発生した場合には、速やかに社債管理補助者（別記（注）「4. 社債管理補助者の設置」に定義する。以下同じ。）に、(i)期限前償還請求事由が発生したこと及びその事由、()期限前償還日、()期限前償還請求期間、並びに()その他当社が必要と判断する事項を通知しなければならない。また、期限前償還請求事由の発生日から起算して30日以内に、上記各事項を、社債管理補助者を通じ別記（注）「14. 社債管理補助者から社債権者への通知方法」に定める方法により本社債権者に通知するとともに、別記（注）「13. 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により公告する。</p> <p>(3) 償還すべき日（期限前償還すべき日を含む。）が銀行休業日（以下に定義する。）にあたるときは、その支払は前銀行営業日（以下に定義する。）にこれを繰り上げる。 「銀行営業日」とは、東京において商業銀行が営業を行っている日をいい、銀行営業日でない日を「銀行休業日」という。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（注）「19. 元利金の支払」に記載のとおり。</p>
-------	---

募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年3月3日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年3月9日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からBBB+（トリプルBプラス）の信用格付を2026年3月3日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債等振替法第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 社債管理補助者の設置

本社債には、会社法第714条の2に基づき社債管理補助者を設置し、本社債の社債管理補助者を株式会社みずほ銀行（本（注）12(1)の承継する者を含み、以下「社債管理補助者」という。）とする。

5. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本(注)9の規定に違背し、社債管理補助者の指定する期間内(ただし、当該期間は30日を下回らないものとする。)にその治癒または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

7. 社債管理補助者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理補助者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理補助者にこれを報告する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該報告については、当社が本(注)7(2)に定める書類の提出を行った場合はこれを省略することができる。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書、訂正報告書及びこれらの添付書類について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法(関連法令を含む。)の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

8. 社債管理補助者への通知

当社は、次の各号の場合には、速やかに社債管理補助者に通知するとともに、本(注)13に定める方法により公告しなければならない。ただし、次の各号の場合が、金融商品取引法第166条第2項に定める「重要事実」に該当する場合には、同条第4項に定める「公表」が行われた後に、通知しなければならない。

- (1) 本(注)6に定める期限の利益喪失事由が発生したとき。
- (2) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。
- (3) 当社が当社株式を上場しているすべての金融商品取引所への当社株式の上場が廃止されたとき。

9. 金融商品取引所への当社株式の上場が廃止された場合の社債権者に対する報告

当社は、当社が当社株式を上場しているすべての金融商品取引所への当社株式の上場が廃止された場合、本社債権者または社債管理補助者に対して次の各号に定める公表等によって報告する。ただし、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする会社分割その他の事由により本社債に係る債務を承継した会社の発行する株式が金融商品取引所に上場されており、かつ、次の各号に定める公表等すべき事項が当該会社によって適時開示された場合は、この限りではない。

- (1) 当社の第1四半期及び第3四半期の財務情報について、当該四半期の末日から45日(45日目が営業日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に規定する日以外の日を意味する。以下同じ。)ではない場合は、その翌営業日)以内に当社のウェブサイトにて公表する。
- (2) 次の各事象を行うことを決定した場合には、直ちにその旨及び当該事象の内容を当社のウェブサイトでの公表に加え、社債管理補助者に通知する。ただし、本(注)9(2)ないしについては、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程における適時開示基準に該当しない場合はこの限りではない。

業務上の提携または業務上の提携の解消を行うこと。

事業の全部または一部の休止または廃止を行うこと。

新たな事業の開始を行うこと。

固定資産の譲渡もしくは取得またはリースによる固定資産の賃貸借を行うこと。

財務諸表等、中間財務諸表等または四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

有価証券報告書または半期報告書の提出期限延長申請に関する承認申請書の提出を行うこと。

- (3) 次の各事象が発生した場合には、直ちにその旨及び当該事象の内容を当社のウェブサイトでの公表に加え、社債管理補助者に通知する。

主要株主である筆頭株主の異動が生じたとき。

当社が、有価証券報告書または半期報告書を、(i)金融商品取引法第24条第1項または同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないとき(有価証券報告書または半期報告書の提出期限延長申請に関する承認申請書の提出の開示を行う場合を除く。)、()当該期間内に提出しなかったとき((i)の開示を行った場合を除く。)または()これらの開示を行った後に提出したとき。

有価証券報告書または半期報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けたときまたは当該申請に係る承認を受けられなかったとき。

財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書もしくは期中レビュー報告書または四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士または監査法人(以下「公認会計士等」という。)の「除外

事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」もしくは「除外事項を付した限定付結論」または公認会計士等の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」もしくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったとき。

免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発を受けたとき。

10. 社債管理補助者の業務

- (1) 社債管理補助者は、当社の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続(以下「破産手続等」という。)において、本社債権者を代理して、債権を届け出る権限及び当社の清算手続において、本社債権者を代理して、債権を申し出る権限を有する。
- (2) 当社は、社債管理補助者による債権届出または債権申出の後、速やかに当社のウェブサイトにて次に定める事項を公表するとともに、その旨を社債管理補助者へ書面により通知する。
社債管理補助者が本社債権者を代理して債権届出または債権申出を行った事実。
社債管理補助者は債権者集会における議決権行使等を行わないこと。
社債管理補助者は当社からの弁済金の受領及び本社債権者への支払は行わないこと。
本社債権者は、破産手続等または清算手続に参加し、弁済金を受領するためには、自ら名義変更手続を行う必要があること。
今後の手続等の照会先。
- (3) 社債管理補助者は、本(注)8(同(2)に該当した場合で適時開示がなされた場合を除く。)、本(注)9(2)もしくは(3)または本(注)10(2)に定める通知を受け取った時には、その内容を速やかに本(注)14に定める方法により本社債権者に通知する。ただし、当該通知内容が、金融商品取引法第166条第2項に定める「重要事実」に該当する場合には、同条第4項に定める「公表」が行われた後に、通知しなければならない。

11. 社債管理補助者の義務及び責任

- (1) 社債管理補助者は、法令及び2026年3月3日付NISSHA株式会社第4回期限前償還条項付無担保社債(社債間限定同順位特約付)管理補助委託契約(以下「社債管理補助委託契約」という。)の定めに従い、本社債権者のために公平かつ誠実に本社債の管理の補助を行う。
- (2) 社債管理補助者は、法令及び社債管理補助委託契約の定めに従い、本社債権者のために善良なる管理者の注意をもって本社債の管理の補助を行う。
- (3) 社債管理補助者は、当社の業務、財政状態その他の状況を調査する義務を負わない。

12. 社債管理補助者の辞任

- (1) 社債管理補助者は、社債管理補助者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理補助者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
- (2) 本(注)12(1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

13. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

14. 社債管理補助者から社債権者への通知方法

本社債に関し社債管理補助者が本社債権者に対し通知を行う場合は、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従い、振替機関が定める社債情報伝達サービスにてこれを行うものとし、かかる場合、社債情報伝達サービスにて通知したことをもって、社債管理補助者の各本社債権者への通知義務は履行されたものとする。

15. 社債要項及び社債管理補助委託契約の公示

当社及び社債管理補助者は、その各本店に本社債の社債要項及び社債管理補助委託契約の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)5を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)16(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

17. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社または社債権者からの請求を受けた社債管理補助者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)13に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社または社債権者からの請求を受けた社債管理補助者に提示し

たうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債権者からの請求を受けた社債管理補助者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)13に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)14に定める通知に関する費用
- (3) 本(注)17に定める社債権者集会に関する費用

19. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,900	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,100	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,100	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200	
計		5,500	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
社債管理補助者 株式会社みずほ銀行	-	-

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
5,500	28	5,471

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,471百万円は、全額を2026年4月20日に償還期限が到来する第1回無担保社債の償還資金に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第106期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） 2025年3月21日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第107期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日） 2025年8月7日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月25日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、そのうち、有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「同 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載されている第8次中期経営計画における2025年計画及び2026年計画については当該有価証券報告書提出日時点のものであり、2026年2月12日に2025年実績値（未監査）及び修正した2026年計画を公表しております。当該事項を除き、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

NISSHA株式会社本店

(京都市中京区壬生花井町3番地)

NISSHA株式会社 東京支社

(東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし